

平成25年(ワ)第117号 不法行為に基づく損害賠償等請求事件

原告 吉川 豊 外10名

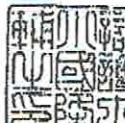
被告 学校法人 ロザリオ学園 外9名

準備書面(11)

平成28年11月15日

松山地方裁判所 西条支部 民事合議係 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 傑 正市


同 小國 隆輔


同 多田 真央


被告らは、平成28年8月15日付け原告ら準備書面(11)に対し、次のとおり反論を行う。

第1 本件増水について

1 本件増水がどのような増水であったかを明らかにするためには、まさに増水を経験した被告ら教諭による供述が最適である。被告ら準備書面(10)において主張したとおり、被告らは、刑事事件の証人尋問及び被告人質問において、水位上昇までの時間や水位上昇の程度、増水後の川の状況、自身の行動について具体的に述べている。そして、被告らの上流で水が眺ねてから増水が本件現場まで到

達する時間に関する供述は、事後的に本件増水と降雨との因果関係を解析した渡邊政広氏の供述からも科学的に裏付けることができる所以あるから、被告らの供述には信用性が認められる。

2 急激な増水であったこと

(1) 原告らは、上流で川遊びをしていた人々は本件増水で流されていないと繰り返し主張する。

しかし、園児らより上流にいたのはふれあいの里でアルバイトをしていた石川敬太氏の一人であり、増水の時点で多数の人々が上流で水遊びをしていたという事実はない。

石川氏は増水に気づいた後、護岸まで水の中をはいつくばるようにして逃げており、成人した男性であり、ふれあいの里の前の加茂川で日常的に水遊びをしていた石川氏でさえそのような避難の仕方をしていることからも、急激な増水であったことがわかる。

(2) また、原告らは、上流で水が跳ねてから約2、30秒程度あったのであるから、河川敷まで避難することができた旨主張する。

しかし、上流で茶色い、または濁った水が跳ねたことに気づいたときの被告らの川の中での位置はそれぞれ異なり、例えば被告越智であれば、護岸側へ近い方まで進んでいた。被告らは、上流で水が跳ねたのを目撃後、自身の近くの水位が一気に上昇したことから増水に気づいているが、被告越智はその時点で護岸側のほうが近い場所にいたのであるから、早く上がるため護岸側へ進むというのは極めて自然な行動であるし、河川敷に近い側にいた被告篠田や被告寺西は、河川敷へと戻っている。

本件は、避難可能な程度に徐々に増水したのではない。増水に気づいた時点で護岸の近くまで来ていた被告越智が、護岸にたどり着くことができずに流されていることから、避難する時間がないほどの急激な増水であったことは明らかである。

第2 予見可能性について

1 予見可能性の判断基準

(1) 原告らは、本件における予見可能性について、結果発生の具体的危険が生じていない状況であっても、結果発生の抽象的危険が存在しているときには予見義務が課され、予見義務を尽くした結果、予見することのできた結果については予見可能性が認められるとの考え方を採用すべきであると主張するようである。

しかし、上記のような予見可能性の考え方は「このような状況は、・・・公害事件で、特に問題となっている。」と指摘されているものである（潮見佳男『不法行為法I（第2版）』（信山社、2009年）296頁）。

同書では、予見義務が課される場合について、「この観点から現実の裁判例をみたとき、①具体的危険が現実化している可能性がある場合に、その具体的危険を認識するために、行為義務としての予見義務が行為者に課されることがある。また、②危険が将来において現実化することは予見できるが、具体的にどのような危険となって発現するかが不明確な場合にも、発現するであろう具体的危険を認識するために、行為義務としての予見義務が行為者に課されることがある。医療における問診義務・検査義務等は、この部類に属する。

さらに、③完全には制圧することのできない危険源を社会生活にもちこむことが許容されている場合において、たとえ将来において危険が現実化することが予見できなくても、その危険源に関係する行為をするに際して、行為義務としての予見義務が行為者に課されることがある。公害事例で問題となる企業の調査研究義務は、この部類に属する。」（同書297～298頁）とされている。

(2) すなわち、原告が主張する予見可能性の判断基準は、公害や薬害に関する事案、医療事故等、特に高度な科学技術を使用したことによって重大な結果が生じた場合を典型例とする、非常に限定された事案において採用されるべき考え方である。すべての不法行為において同様の判断基準を採用するのであれば、

およそ抽象的な危険がある以上、常に高度の予見義務が課されることとなり、実質的に結果責任を問うことと変わらない。また、あらゆる情報を収集したうえで行動するか否かを判断しなければならず、行動の自由が過剰に制約されることとなる。

さらに、本件では、上記①～③に該当しないため、原告が主張する予見可能性の判断基準を適用すべき場合には当たらない。

(3) 本件では、被告ら準備書面（9）1頁において主張したとおり、事故当時の一般的な幼稚園教育における標準的な安全対策を水準として、被告らが現実に把握し得た事情を基準として、本件のような人が流されてしまうほどの急激な増水に対する予見可能性の有無を判断すべきであり、当該基準を超えた高度な予見義務が課されるべきではない。

2 予見可能性の判断の基礎となる事情について

(1) 平成26年（わ）第81号事件の判決における予見可能性の判断について
平成26年（わ）第81号事件の判決では、河川が降雨によって増水するということが一般的に知られており、被告人らがそのことを知っていたということ、インターネットを利用できる環境にある一般人が河川の安全について調査すれば、同情報あるいはこれと同様の情報をさほど困難なく知ることができ、被告人らも幼稚園のパソコン等により知ることができたなどとして、計画準備のための予見可能性を認めることができるとしている（甲134）。

しかし、以下に述べるとおり、これらの事情は予見可能性の判断に用いるべき事情ではない。

(2) 河川が降雨によって増水するという知識について

河川が降雨によって増水することを知ることができたとしても、本件のような人が流されるような急激な増水が生じることまで思い至るということは不可能である。このような知識を予見可能性の判断の際に考慮するとすれば、上流で雨が降れば、常に増水に対する予見可能性が認められてしまうことになり、

およそ川で遊ぶことはできなくなる。

また、ふれあいの里でアルバイトをしていた石川敬太氏は、加茂川に頻繁に入っており、川の状況について十分に認識していた者であるが、本件事故当日、園児らより上流の所で魚とりをしていたのであるから、河川が降雨によって増水するという知識は、本件増水の予見可能性を基礎づける事情とはならない。

(3) インターネット上の情報について

インターネットの検索により得られる情報には制限がない。インターネットにより河川の安全について調査をすれば、当該情報を得られるから予見可能性を認めることができるとするのであれば、川で遊ぶ際にはインターネット上のあらゆる情報を検索して河川の安全についての調査を課していることと異ならない。

加えて、インターネット上の情報には、増水の予見可能性に不要であったり誤解を与えるとする情報もあるところ、上記判決からすれば、幼稚園教諭免許状の取得過程において自然災害の予測に関する知識を得る機会のない幼稚園教諭に、有益な情報とそうでない情報を適切に取捨選択し、有益な情報のみから河川の危険性を適切に判断することまで要求することになり、一般的な幼稚園教育における標準的な安全対策の水準を超える過大な義務を幼稚園教諭に与えることとなる。

したがって、予見可能性の判断において、抽象的にインターネットの検索により河川の安全についての情報を得られるということを考慮すべきではない。

第3 ライフジャケットの装着について

1 一般論として、幼稚園教諭が園児の生命・身体の安全に注意を払うべきことは否定しないが、幼稚園教諭が負うべき注意義務は、法令等の定めや幼稚園教諭が受ける教育等の内容を考慮し、本件事故当時における標準的な安全対策をもとに定まるものである。

原告らは、本件水遊びの際にはライフジャケットを装着すべきであったと主張

するが、法令上の根拠や本件事故当時の幼稚園教育における安全対策等を何ら示していない。

なお、川や海で遊ぶ際の危険防止についての記事が掲載されている新聞記事（甲135、136）はいずれも本件事故後の記事であるから、本件事故当時においてライフジャケットを装着すべき根拠として考慮すべきものではない。

2 川で水遊びをする際にライフジャケットを装着すべきであるとの法令上の根拠はない。実態としても、ふれあいの里の前の加茂川で水遊びを実施したことのある幼稚園に、ライフジャケットを着用していたところはない（甲126・21頁、甲129・44頁）。幼稚園教員の養成や、幼少期の児童の教育についての専門家である同志社女子大学教授の笠間浩幸氏も、平成26年（わ）第81号事件において、急流下りのようなときにはライフジャケットを着用させるということは見るが、川で遊ぶ際にライフジャケットを着けるという話は聞いたことがない旨、証言している（甲127・8頁）。

以上のことからすれば、本件事故当時、園児に川で遊ばせる際に、ライフジャケットを装着させることが幼稚園教諭の注意義務となっていたということはできない。

第4 使用者責任について

使用者責任が成立するためには、被用者に不法行為責任が成立することが要件となるところ、従前主張しているとおり、被告らには注意義務違反がなく過失は認められないため、不法行為は成立しない。

よって、使用者責任は認められない。

以上